

※赤字は 平成29年 1月施行分 対応  
青字は 平成29年10月施行分 対応

## 育児・介護休業等に関する労使協定（例）

〇〇株式会社と□□労働組合は、〇〇株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

### （育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第 1 条 事業所長は、次の従業員から1歳（~~1歳6か月~~までの育児休業の場合は法定要件に該当する場合は、1歳6か月又は2歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年（~~1歳6か月~~までの育児休業の場合は、法第5条第3項及び第4項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第 2 条 事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）

第 3 条 対象となる従業員は、勤務時間9時～17時45分の従業員とする。

- 2 取得の単位となる時間数は、始業時刻から3時間又は終業時刻まで4時間45分とする。
- 3 休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とする。

### （子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第 ~~3~~4 条 事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第 ~~4~~5 条 事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）

第 ~~5~~6 条 事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第 ~~6~~7 条 事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第 ~~7~~8 条 事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

### （従業員への通知）

第 ~~8~~9 条 事業所長は、第1条から~~第7条~~第2条及び第4条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

### （有効期間）

第 ~~9~~10 条 本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社代表取締役 ○〇〇〇 印  
□□労働組合執行委員長 ○〇〇〇 印

[注] 事業所の労働者の過半数で組織する労働組合のない事業所にあつては、従業員代表と協定してください。